

平成 29 年 6 月 29 日

【照会先】

医薬・生活衛生局総務課

課長補佐 勝山 佳菜子（内線 2710）

課長補佐 内沼 裕之（内線 2714）

（代表電話）03(5253)1111

報道関係者 各位

**薬事・食品衛生審議会 薬事分科会規程に基づく
 委員等への対応について**

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会の臨時委員において、薬事分科会規程に沿った対応が行われていなかったことが判明しました。

事案の概要及び対応につき、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 事案の概要とこれまでの対応

- 次の薬事分科会臨時委員について、薬事に関する企業の役員に就任していた事実が判明しました。

所属部会	委員名	所属	企業名
医療機器・体外診断薬部会	千葉 敏雄	早稲田大学理工学術院 客員教授	カイロス株式会社 (平成 28 年 2 月設立)

- 当該臨時委員は、すでに辞任しています。
- なお、薬事分科会の他の全ての委員等（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）について確認を行っておりますが、現時点では同様の事案は確認されていません。

2. 今後の対応

- 今後、同様の事案の再発を防止するため、薬事分科会の委員等就任時及び会議開催時に、薬事分科会規程等の適合状況を書面により申告いただくとともに、薬事分科会規程等における重要事項について、薬事分科会等の会議開催の度に改めて注意喚起するなど、適切な取扱いを徹底します。

（参考）薬事分科会規程第 11 条

委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない。